

令和 8 年 2 月 12 日
環境局環境対策課

三条市井戸場地内における苛性ソーダの漏えいについて

本日、三条市井戸場地内において、事業者が誤って貯蔵タンクから苛性ソーダ700Lを漏えいした旨、三条地域振興局（三条環境センター）に連絡がありました。

苛性ソーダの一部が敷地外に流れ出ましたが、環境センターが現地を確認したところ、異常は確認されていません。

1 概要

- （1）場所：三条市井戸場地内
- （2）状況：貯蔵タンクから苛性ソーダ700Lが漏えい
 - ・ 事業者は、敷地内の排水ますに集水し、中和処置を実施。
 - ・ 現在、漏えいは停止している。

2 県の対応

- ・ 県では、原因者に対して、漏えいした苛性ソーダの回収及び敷地内から流出しない措置を講じるよう指示。
- ・ 引き続き、河川及び水路の状況を注視していきます。

【参考】苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）

1 健康への影響

- ・ 重篤な皮膚や眼の損傷、呼吸器系の障害、水生生物に有害といわれている。

2 用途

- ・ 合成繊維等の製造、染料中間物・香料・医薬品等の製造、油脂の製造、石鹼等の製造、化粧品原料等に使用

本件についてのお問い合わせ先

環境対策課水環境係 〔担当〕遠藤

直通 025-280-5157 内線 2716